

# 都道府県立図書館の目指すもの —各図書館の運営方針等の分析を通して探る—

石原真理

岐阜女子大学 文化創造学部

(2016年11月4日受理)

## **Aims of Prefectural Libraries: Based on the Analysis of Operational Policies of Prefectural Libraries**

Department of Cultural Development, Faculty of Cultural Development,  
Gifu Women's University, 80 Taromaru, Gifu, Japan (〒501-2592)

ISHIHARA Mari

(Received November 4, 2016)

### 要 旨

すべての都道府県に都道府県立図書館が設置され、ほとんどの都道府県庁所在地に市立図書館が設置された結果、都道府県立図書館と市立図書館との機能の二重性が指摘されている。本稿の目的は、都道府県立図書館自身がどのような図書館であることを目指しているのかを探ることである。

都道府県立図書館の要覧等に示された運営方針等には、一定程度都道府県立図書館自身が目指す方向性が示されていると考えられる。本研究では、要覧類に示された運営方針や重点目標などを調査・分析し、都道府県立図書館自身がどのような機能を持つべきと考えているのか、といった点を考察した。分析の枠組みとして「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を使用した。

分析の結果、①多くの都道府県立図書館は図書館の基本的機能である「図書館資料の収集」を重視しているが、ほとんど同じ程度「市町村立図書館に対する援助及び都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進」を重要だと考えていること、②直接サービスである「情報サービス」や「利用者に対応したサービス」をも重視していることが明らかになった。

### 1. 本研究の背景と目的

高知県立図書館と高知市立図書館との合築<sup>1)</sup>、県教育委員会が利用者への直接サービスを廃止するとの提案をした神奈川県立図書

館<sup>2)</sup>など、都道府県立図書館に関係する事例が注目を集めている。すべての都道府県に都道府県立図書館が設置され、ほとんどの都道府県庁所在地に市立図書館が設置された結果、二重行政との批判が多くの都道府県で起

きている。また、数十年前と比較して市町村立図書館が飛躍的に進歩したために、都道府県立図書館の市町村支援はもう必要ないのではないかとの意見が出ている。現在、都道府県立図書館の存在意義が改めて問われている。

都道府県立図書館に関するまとまった研究としては、葉袋秀樹の『戦後県立図書館論の系譜 1～3』<sup>3)-5)</sup>がある。1945年から1984年までの都道府県立図書館論や都道府県立図書館の動向などを、多数の文献を調査することにより、丹念に追っている。この一連の著作は1980年代半ばに執筆されたため、最近の状況までは反映していない。葉袋はまた、都道府県立図書館についてしばしば言及される「第二線図書館」の概念がどのように形成されたかを論じた「「第二線図書館」概念の形成：有山崧の所説を中心に」<sup>6)</sup>を著している。

図書館関係の雑誌では何度も都道府県立図書館特集が生まれ、様々な立場から論じられてきた。図書館問題研究会が発行する『みんなの図書館』は、「県立図書館よめざめよ!!」(1986年6月)など、日本図書館協会が発行する『図書館雑誌』でも「県立図書館の役割を考える」(1997年6月)、「特集打って出る県立図書館」(2012年5月)といった特集を組んでいる。同じく日本図書館協会が発行する『現代の図書館』では2006年12月に「地方自治制度の変貌と都道府県立図書館」の特集を組んでおり、新出<sup>7)</sup>や渡邊齊志<sup>8)</sup>が踏み込んだ考察を行っている。これらの雑誌に掲載された論文は、様々な著者がそれぞれの視点から都道府県立図書館について論じたものである。多くの論文は、「都道府県立図書館がどうあるべきか」について述べているが、都道府県立図書館自身が何を目指しているのか、どのような図書館であることを望んでいるのかを把握した上で論じたものではない。

都道府県立図書館の機能について、例えば「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(以下、「望ましい基準」)では「市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努める」こと、「当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努める」ことなどを求めているが、都道府県立図書館自身はどのような機関であることを目指しているのか、といった点に関する研究は、これまで十分に行われてこなかった。本研究では、都道府県立図書館が刊行した要覧等に示された運営方針や使命などを調査し、分析することにより、都道府県立図書館がどのような機関であることを目指しているのかを把握することを目的とする。

## 2. 各都道府県立図書館の運営方針等に関する調査

### (1) 調査及び分析の概要

各図書館の運営方針や使命等には、それぞれの図書館が何を目指そうとしているのかが、一定程度示されていると考えられる。筆者は運営方針や使命等に、各図書館が目指すものが網羅されているとは考えていない。たまたま設定した時期の館長や、中心となって作成した職員の意向が強く表れている可能性も考えられる。しかし、全国のすべての都道府県立図書館の運営方針や使命などを分析することにより、ある程度の傾向を捉えることができると考えている。

調査及び分析は次の通り行った。

全国の都道府県立図書館(中心館及び中心館を含む複数の図書館)が作成している平成24年度前後の要覧・年報類に示された運営方針や使命等を対象とした。分析の枠組みとして、望ましい基準を使用した。望ましい基準を使用した理由としては、①現在の図書館

に求められる要素を概ね網羅していると考えられること、②国によって定められた基準であること、③「公立図書館」をひとくくりにするのではなく都道府県立図書館と市町村立図書館とに分けて基準を示していること、の3点が挙げられる。

分析の際、望ましい基準の各項目を大項目とし、各項目で示された要素を小項目とした。大項目として取り上げた部分は、「第一 総則」の「三 運営の基本」に示された都道府県立図書館関係の項目、「第二 公立図書館」の「二 都道府県立図書館」の各項目と、「二 都道府県立図書館」の「6 準用」で「市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。」と定めていることから「一 市町村立図書館」に定められた各項目である。

## (2) 調査の方法

調査の手順は下記のとおりである。

- ①都道府県立図書館の中心館及び中心館を含む複数の図書館が作成している要覧・年報類に示された運営方針や使命等を抽出した。図書館によって、「運営方針」「基本方針」など名称が異なっており、また、理念—基本方針—施策と事業計画、のように階層を成しているものと1層のみのものがあつたが、ともに分析の対象とした。
- ②望ましい基準の要素（小項目）をコードとしてコーディングを行った。コーディングした結果、運営方針等に関する記述がある場合に「○」を付した表が「表1 運営方針等のコーディング結果」である。なお、表1においては、どの自治体にも該当がない項目は削除した。削除した項目は、「都道府県立図書館」の「域内の図書館への支援」の「その他図書館運営」、「施設・設備」の「研修に必要な施設・設備の確保」、「職

員（都道府県教育委員会の役割）」の「都道府県立図書館のサービスや調査研究機能を果たすために必要な職員の確保」と「市町村立図書館職員に対する研修」である。

「市町村立図書館職員に対する研修」については、「域内の図書館への支援」に「図書館職員の研修」があるため、そちらに含めた。「市町村立図書館」の「図書館協議会の設置」、「貸出サービス等」も該当する自治体がないため削除した。

- ③山口県立山口図書館が発行した『平成23年度 山口図書館年報』には運営方針等に該当する記述が認められなかったため、同館のホームページ上にある「運営方針 ミッション」を分析の対象とした。
- ④同一都道府県内に複数館ある場合、複数館で1つの要覧類を作成する場合と、複数館がそれぞれの要覧類を作成する場合とがあるが、本研究では、複数館で1つの要覧類を作成する場合はその要覧を、複数館がそれぞれの要覧類を作成する場合には中心館の要覧類を調査の対象とした。そのため表1の表側は図書館名ではなく自治体名となっている。

## (3) 調査結果の概要

都道府県立図書館の運営方針や使命等の文字情報に対し、望ましい基準に示された要素をコードとしたコーディングを行った。

望ましい基準は、「第一 総則」「第二 公立図書館」「第三 私立図書館」から構成されている。「第一 総則」の「二 設置の基本」の2に都道府県の役割として「図書館未設置地域の町村の存在を踏まえた指導・助言」が、「三 運営の基本」の3に都道府県立図書館の役割として「市町村立図書館に対する援助及び都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進」の要素が盛り込まれている。「第



二 公立図書館」は「一 市町村立図書館」と「二 都道府県立図書館」とで構成されている。「二 都道府県立図書館」には都道府県立図書館の役割が示されているが、「6 準用」で「第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。」としている。つまり、「一 市町村立図書館」に書かれている要素は、都道府県立図書館にも求められている、公立図書館に共通の役割である。表1の「総則」に挙げられた項目は都道府県立図書館のみに該当する項目、「都道府県立図書館」に挙げられた項目は都道府県立図書館にのみ該当する項目、「市町村立図書館」に挙げられた項目は、公立図書館に共通する項目である。

すべての項目の中で最も記述が多かった項目は「図書館資料の収集等」であり41自治体に記述があった。次いで多かったのは「市町村立図書館に対する援助及び都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進」であり40自治体であった。3位は、「情報サービス」の33館、4位は「利用者に対応したサービス」であり、27自治体であった。「利用者に対応したサービス」にコーディングした記述の大半は、読書活動の推進に関係するものであった。多くの都道府県立図書館は、資料を収集すること、域内の市町村立図書館等への支援・連携を重視していること、また、資料や情報の提供や利用者に対応したサービスを重視する図書館がそれに次いで多いことが考えられる。この4項目のうち都道府県立図書館にのみ求められる項目は「市町村立図書館に対する援助及び都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進」のみである。後の3項目は市町村立図書館に求められる項目であり、都道府県立図書館については「6 準用 第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。」により定められている

要素である。都道府県立図書館は、域内の図書館への支援・連携とともに、図書館として資料の収集・提供を重視していると言えるだろう。

表1に示された項目で5位となったのは「地域の情報拠点」(21自治体)であるが、これは望ましい基準にない要素である。「地域を支える情報拠点としての機能強化」(青森県)、「情報の拠点となる図書館」(鳥根県)、「地域を支える情報拠点としての図書館」(熊本県)等、地域の情報拠点を旨とする図書館が多いようである。望ましい基準にない様々な要素がそれぞれの図書館の運営方針等に盛り込まれているが、多くの図書館が「地域の情報拠点」という共通の概念を運営方針等に盛り込んでいる。そのため、コーディングの小項目として設定した。

#### (4) 項目ごとの記述内容の分析

本節では、望ましい基準の項目ごとに、都道府県立図書館の運営方針等で具体的にどのように記述されているのかを詳しく見ていきたい。

##### 1) 「第一 総則」に含まれる項目

総則は「趣旨」「設置の基本」「運営の基本」「連携・協力」「著作権等の権利の保護」「危機管理」の項目により構成されているが、都道府県立図書館の役割に関係のある項目は、「設置の基本」と「運営の基本」の2項目である。

##### (a) 「設置の基本」

「設置の基本」では2に都道府県に求められる事項が挙げられている。市町村に対して必要な指導・助言を行うことを求めているが、その記述の中に図書館未設置の町村が多く存在することが述べられている。都道府県立図書館の運営方針等には8自治体に図書館未設置図書館への支援に関する記述が認めら



れた。

「図書館を設置していない町村の求めに応じ、図書館の設置に関し必要な支援を行う」(岩手県)、「図書館未設置市町村の読書施設に対し、補完サービスを行うとともに、当該市町村の求めに応じた必要な援助を行う」(千葉県)などである。

(b) 「運営の基本」

「運営の基本」では3に都道府県立図書館に求められる事項が定められており、本稿での項目は「市町村立図書館に対する援助及び都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進」とした。この項目に記述のあった自治体は40と多く、全自治体の85.1%にのぼっているだけでなく、記述の量が多く、内容が多岐にわたっている。「市町村立図書館の活動に協力し、併せて専門図書館、大学図書館等とも連携して、図書館活動の推進に努める」(北海道)、「県内図書館サービスの向上を図るため、市町立図書館の状況等を把握し、きめ細かな支援を行うとともに、社会情勢や県民ニーズに的確に対応した新たなサービスの提供に努める」(栃木県)「県立」の図書館として、広島県内の市町立図書館が行うサービスを援助し、その発展に寄与することを基本的な役割としている」(広島県)などである。

2) 「2 都道府県立図書館」に含まれる項目

望ましい基準の「第二 公立図書館」は「1 市町村立図書館」と「2 都道府県立図書館」から構成されている。「2 都道府県立図書館」に包含される要素は、都道府県立図書館にのみ求められる役割であり、「1 市町村立図書館」に包含される要素は公立図書館に共通して求められる役割である。運営方針等の記述を「2 都道府県立図書館」の項目にコーディングしたのは「域内の図書館への支援」「施設・設備」「調査研究」「図書館資料」

の大項目である。

「域内の図書館への支援」に関する小項目の中で特に多かったのは多い順に上位3位は「図書館の職員の研修」(11自治体)「情報通信技術を活用した情報の円滑な流通」(10自治体)「図書館資料の保存」(8自治体)であった。域内の図書館への支援の中で、この3項目が重要だと考えている自治体が多いといえるだろう。具体的記述としては、「図書館の職員の研修」にコーディングした「図書館・読書施設等職員研修の実施」(京都府)や「県内図書館職員の資質向上のための研修の充実」(佐賀県)、「情報通信技術を活用した情報の円滑な流通」にコーディングした「栃木県図書館総合目録システム」の充実を図る」(栃木県)や「図書館情報システムの適正な運用を進めるとともに、インターネットを利用した横断検索や本の予約など、システムの周知、利用促進を図ります。」(鹿児島県)、「図書館資料の保存」にコーディングした「本県関係資料の最終保存館としての機能の強化を図る」(千葉県)、「県域での資料保存体制の向上」(愛知県)などである。

「施設・設備」の中の各小項目にコーディングされた自治体数は多くなく、「調査研究に必要な施設・設備の確保」が2自治体、「市町村立図書館の求めに応じた資料保存等に必要な施設・設備の確保」が1自治体であった。「施設・設備」については「1 市町村立図書館」にも項目があり、1公立図書館としての施設・設備に関する要素については、そちらに含めた。

大項目「調査研究」に関する記述があった自治体は三重県のみで「新たなサービスの調査研究と試行」「資料研究と成果の情報発信」と記述している。

「図書館資料」に関する記述があった自治体は、「郷土資料その他の特定分野に関する

資料の目録・索引等の整備及び配布」については3自治体（岩手・新潟・兵庫）、「市町村立図書館等の要求に十分に應えるための資料の整備」が1自治体（「資料収集保存センターとしての機能 県民及び市町村立図書館等の要望に十分こたえるため、基本的図書館資料や新刊図書、視聴覚資料、外国資料等を収集・整理・保存して活用を図る。」（福岡県））であった。

### 3) 「市町村立図書館」に含まれる項目

「1 市町村立図書館」には1公立図書館として努めるべき要素、言い換えれば市町村立図書館と都道府県立図書館に共通して求められる役割が挙げられている。「2 都道府県立図書館」の「6 準用」では「第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。」と定められており、市町村立図書館に該当する要素は、都道府県立図書館においても努めるべき、とされている。

「1 市町村立図書館」は「1 管理運営」「2 図書館資料」「3 図書館サービス」「4 職員」の4つの大項目から成り立っている。4項目すべてに都道府県立図書館の運営方針等に記述された要素があった。

#### (a) 「管理運営」

「管理運営」では、「基本的運営方針及び事業計画」「運営の状況に関する点検及び評価等」「広報活動及び情報公開」「施設・設備」に記述が見られた。

「基本的運営方針及び事業計画」に関する記述のある自治体は3自治体であり、「都立図書館は、図書館サービス指標を設け、効率性、効果性迅速性等の経営的視点を重視した運営及び事業を展開する」（東京都）などがある。

「運営の状況に関する点検及び評価等」に

関する記述のある自治体は3自治体であり、「県立図書館は、「千葉県立図書館のサービス評価指標」の達成に努めるとともに、達成状況の自己点検及び第三者評価を行う」（千葉県）などがある。

「広報活動及び情報公開」に関する記述のある自治体は12自治体であり、「県立図書館の持つ様々な機能や役割を広く県民に周知するために広報に努める」（富山県）、「情報化の推進と広報の強化」（宮崎県）などが確認できた。

「施設・設備」に関する記述のある自治体は10自治体であり、「利用しやすい図書館への工夫」（宮城県）、「書庫管理の見直しと資料保存環境の整備」（沖縄県）などがあった。

#### (b) 「図書館資料」

「図書館資料」は「図書館資料の収集等」及び「図書館資料の組織化」により構成されている。

「図書館資料の収集等」に関係する記述のあった自治体は41と多く、他の項目と比較して記述の量が多いこと、地域資料への言及が目立つことが特徴である。「地域文化資料の収集・保存・提供」（青森県）、「図書館法とユネスコ公共図書館宣言の理念に基づいて、図書・記録その他の図書館資料を積極的に収集・整理・保存して、地域社会の人々に対する利用に努める。また、行政資料を含む郷土資料を積極的に収集保存し、県内における資料センターとしての役割を果たす。」（徳島県）、「本県の文化や歴史に関わる資料を広範囲に収集・保存・活用」「地域資料を網羅的に収集する」（栃木県）、「群馬県関係資料の網羅的収集」（群馬県）などである。

「図書館資料の組織化」に関係する記述のあった自治体は3自治体である。「図書館資料とネットワーク情報資源の知を主体的に編集・加工し、利用者の価値創造に貢献します」

(神奈川県)などの事例がある。

(c)「図書館サービス」

「図書館サービス」では、「情報サービス」「地域の課題に対応したサービス」「利用者に対応したサービス」「多様な学習機会の提供」「ボランティア活動等の促進」の5項目に記述が見られた。

「情報サービス」に関係する記述があった自治体は33である。この項目は、資料の提供・紹介、情報の提示、レファレンス・サービス、インターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、レフェラルサービスの実施等、利用者へのサービスのうち、情報サービスに関連する多様な要素を含んでいる。この項目では特にレファレンス・サービスに関係する記述が目立った。「相談機能の強化(レファレンス・サービス・課題解決支援・郷土資料のデータベースの構築)」(岩手県)、「調査・研究に役立つ機能の充実」(宮城県)などである。

「地域の課題に対応したサービス」に関する記述がある自治体は19自治体である。漠然と課題解決を支援すると記述している自治体もあれば、具体的にどのような課題に対応するのかを明記している例もある。「地域支援サービスを実施し、利用者に関わりと実感される図書館を目指す」(茨城県)といった記述があり、また、「行政機関、学校、地元企業等を対象として、これらの利用者の課題解決に役立つ資料、情報の提供を行う。」(広島県)の例もある。

「利用者に対応したサービス」に関する記述がある自治体は、27自治体であり、特に読書支援に関する記述が目立った。「子どもの読書活動を支援する図書館 家庭における未就学児の読書習慣の定着を目的とした事業も展開する。」(鳥根県)などである。

「多様な学習機会の提供」に関する言及の

ある自治体は11である。「県民の学習活動を支援するための機能の充実を図る」(岩手県)、「県民の自主的・自発的な活動を支援し、県民が求める学習機会の提供に努める」(埼玉県)などの例がある。

「ボランティア活動等の促進」に関する言及のある自治体は2であり、「協力員(ボランティア)については、利用者に一層充実したサービスを提供するため、また、ボランティアの自主的、自発的な学習活動を支援するため、研修会等学習機会の提供を図っていく。」(山梨県)などの例がある。

(d)「職員」

「職員」には「職員の配置等」及び「職員の研修」の2項目があるが、「職員の配置等」に関する記述がある自治体は佐賀県のみ(時代に対応した業務体制の充実と機能の向上)であった。「職員の研修」に関する言及のある自治体は、5自治体である。この項目には、自館の職員に対する研修を対象とした記述がある場合にコーディングし、域内の図書館職員への職員研修についての記述は「都道府県立図書館」の「図書館職員の研修」にコーディングした。「当館職員の専門性の向上を図ります」(岐阜県)、「新たなサービスに対応できるよう研修体制を整える。」(高知県)などである。

(5) 望ましい基準にない要素

都道府県立図書館の運営方針等には望ましい基準にはない要素が含まれている。望ましい基準にない要素は、該当館独自の特徴として注目すべき要素であると考えられる。望ましい基準にはない要素は、それぞれの図書館が目指そうとする多様な要素が含まれている。しかし、中には複数の都道府県立図書館に共通して見られる要素がある。「地域の情報拠点」がそれである。表1で一番右の列に



示した項目である。この項目に関する記述が21自治体で見られた。「地域を支える情報拠点としての機能強化」(青森県)、「県民の学習活動を支援する情報拠点として」「地域の社会・文化センターとしての機能」(山形県)などである。

「地域の情報拠点」以外の記述はバラエティに富んでいる。「東京の社会、経済、産業、教育、文化等の発展に貢献する」(東京都)、「文字・画像情報だけでなく、総合的な文化の発信拠点を目指す。」(新潟県)、「岐阜のひとづくり、ものづくり、まちづくりを支えます」(岐阜県)、「府域の図書館ネットワークの核として、広域的かつ総合的な視点から府民と資料・情報をつなぎ、府民の“知りたい”という気持ちにこたえ、“学びたい”という意欲を育み、豊かで活気あるくらしと大阪における新たな知識と文化の創造に寄与すること」(大阪府)、「奈良から世界へ、世界から奈良へ、双方の交流が交う場をつくる」(奈良県)、「郷土の歴史と文化を大切にする図書館」(和歌山県)、「熊本の文化を支える図書館」(熊本県)などである。「文化」の語がしばしば使用されている。

### 3. 都道府県立図書館は何を目指しているのか

渡邊齊志は、「わが国の図書館関係者の間では、市区町村立図書館（以下、「市立図書館」という）を住民に対するサービスを第一義的に担う図書館としたうえで、都道府県立図書館（以下、「県立図書館」という）の主たる任務を市町村支援とする見方（以下、「市町村支援論」という）が主流となっている」<sup>8)</sup>と指摘している。その根拠として、図書館関係者によって構成される日本図書館協会が刊行した「公立図書館の任務と目標 解説（改

訂版）」の「大多数の住民にとって、身近にあって利用しやすいのは市町村立図書館である。したがって県立図書館は市町村立図書館への援助を第一義的な機能と受け止めるべきである。」<sup>9)</sup>を示している。

国が策定した望ましい基準においても、「第二 二 都道府県立図書館」の項では、最初に「1 域内の図書館への支援」を掲げている。都道府県立図書館の最後の条文ではじめて「6 準用」として、市町村立図書館に求められるような管理運営、図書館資料、図書館サービス、職員といった基準を実現することを求めている。

それでは、都道府県立図書館自身は、どのような図書館であることを目指しているのだろうか。

都道府県立図書館自身がどのような図書館であることを目指しているのかを把握するため、本研究では都道府県立図書館が設定した運営方針等を調査・分析した。都道府県立図書館自身が目指す方向性が、一定程度運営方針等に表れていると考えたからである。前章までに明らかになった結果を基に、本章では、都道府県立図書館自身がどのような図書館であることを目指しているのかを論じたい。

都道府県立図書館が設定した運営方針等を分析する方法として、望ましい基準の項目をコードとしたコーディングを行った。いずれかの自治体の何らかの記述があった項目は、28項目であった。「図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究」のように1自治体だけに記述のある項目もあれば、「図書館資料の収集」のように41自治体に関係する記述のある項目もあった。

最も多くの自治体が言及している項目は、「図書館資料の収集等」であった。この項目に分類される記述のある自治体は41であり、47都道府県の87.2%を占めている。図書館

にとって最も基本的な機能である「図書館資料の収集等」を、都道府県立図書館も重要な機能だと考えていることが分かる。次に多かったのが「市町村立図書館に対する援助及び都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進」であり、40自治体(85.1%)と、1位の「図書館資料の収集等」とほぼ同数となっている。この項目は、記述のある自治体数が多いだけでなく、記述が詳細で、内容も多岐に渡っていた。これは、都道府県立図書館自身が、「市町村立図書館に対する援助及び都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進」を重要な要素であると捉え、運営方針等に盛り込んでいると言えるだろう。

3番目に多かったのが、資料や情報の提供、レファレンス・サービスなどについて触れた「情報サービス」であり、33自治体(70.2%)、次が「利用者に対応したサービス」で27自治体(57.4%)となっている。

望ましい基準にない要素としては、「地域の情報拠点」、「文化」が目立った。都道府県立図書館が、地域の情報拠点でありたい、文化を守り創造する機関でありたいと考えている表れではないだろうか。しかしそれは、都道府県立図書館のみが目指すことではなく、地方公共団体により設置され、地域に根差した活動をする、公立図書館全般が目指すことではないかと考えられる。

本調査により、図書館としての基本的機能である「図書館資料の収集等」と、都道府県立図書館に求められる「市町村立図書館に対する援助及び都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進」を同じように重要であると認識していることが分かった。また、「情報サービス」や「利用者に対応したサービス」といった利用者に対する直接サービスについて言及する図書館が多いことも分かった。望ましい基準は、「域内の図書館への支援」において、

資料の紹介や提供、図書館資料の保存、郷土資料及び地方行政資料の電子化、図書館の職員の研修、等を求めている。これらの支援は、自身が図書館であり、図書館活動を行っている都道府県立図書館職員が存在してはじめて可能になることである。

本研究で行った調査の結果から、多くの都道府県立図書館は「図書館資料の収集等」と「市町村立図書館に対する援助及び都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進」を同じように重視していること、いわゆる「公立図書館」としてのサービス、即ち「情報サービス」や「利用者に対応したサービス」等の直接サービスを重視している自治体が多いことが推定できた。

多くの都道府県立図書館は都道府県庁所在地に立地しており、多くはそれぞれの都道府県で最も大きな市の中央図書館の近くに立地する。都道府県立図書館は本研究の調査結果のように、域内の市町村立図書館の支援と同じ程度「公立図書館」としての機能を重視しているが、域内の市町村立図書館への支援は住民からは見えにくい事業であることから、住民に都道府県庁所在地の市立図書館との二重行政であるとの印象を与えることは避けられないと考える。二重行政との批判を受けないためには、何をすべきか。筆者は、月並みではあるが、住民からは見えにくい部分、則ち域内の図書館への支援を、住民に分かる形で示す必要があると考える。

都道府県立図書館と一口に言っても、個々の図書館が置かれている状況は様々である。都道府県立図書館と都道府県庁所在地の市立図書館が近くに立地する例、都道府県立図書館が都道府県庁所在地にない例、都道府県立図書館の方が都道府県庁所在地の市立図書館の資料購入費よりも多い例と少ない例、東京都のように規模の大きな都立図書館と23区

の区立図書館がある例, などがある。今後は, 個々の都道府県立図書館の状況を詳細に比較して類型化を試み, 都道府県立図書館の進むべき道を考察したい。

## 注・引用文献

- 1) 高知県・高知県教育委員会；高知市・高知市教育委員会. 新図書館等複合施設整備基本計画 平成23年7月. 2011, 37 p. 新図書館等複合施設整備基本計画 [https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/life/44788\\_45872\\_misc.pdf](https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/life/44788_45872_misc.pdf) (参照2016-11-05)
- 2) 猪谷千香. “岐路に立つ公立図書館”. つながる図書館：コミュニティの核をめざす試み. 筑摩書房. 2014, p. 101-116
- 3) 葉袋秀樹. 戦後県立図書館論の系譜 1 1945-1969. 図書館評論. 1984, no. 25, p. 59-68.
- 4) 葉袋秀樹. 戦後県立図書館論の系譜 2 1977-1984. 図書館評論. 1985, no. 26, p. 16-31.
- 5) 葉袋秀樹. 戦後県立図書館論の系譜 3 1945-1962. 図書館評論. 1986, no. 27, p. 67-84.
- 6) 葉袋秀樹. 「第二線図書館」概念の形成：有山崧の所説を中心に. 図書館学会年報. 1986, no. 32, p. 145-158.
- 7) 新出. 県立図書館の第一義的機能. 現代の図書館. 2006, Vol. 44, No. 4, p. 202-213.
- 8) 渡邊斉志. 都道府県立図書館の機能に関する言説の批判的分析. 現代の図書館. 2006, Vol. 44, No. 4, p. 214-226.
- 9) 日本図書館協会図書館政策特別委員会編. 公立図書館の任務と目標 解説. 改訂版, 日本図書館協会, 2004, 107 p.

